



Title	子どもの主体と「救済」をめぐる一考察 関係的権利と文化：歴史的活動理論を踏まえて
Author(s)	吉永, 省三
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46618
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	吉永省三
博士の専攻分野の名称	博士(人間科学)
学位記番号	第19964号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	子どもの主体と「救済」をめぐる一考察 関係的権利と文化一歴史的活動理論を踏まえて
論文審査委員	(主査) 教授 平沢 安政 (副査) 教授 小野田正利 助教授 藤川 信夫 助教授 木村 涼子

論文内容の要旨

本論文は、今日に見られる「いじめ」や「体罰」や「虐待」等々の、さまざまな人権侵害状況に置かれた子どもの「救済(remedy)」が、どのような実践および認識方法(epistemology)によって真に可能か、これを考察する。その考察の前提として、まず序章において、次の仮説的観点を論述する。

- ① 子どもの「救済」を子どもの「人権の回復」として捉える。すなわち、子どもは「救済」において単に受動・客体の存在であるのみならず、人権を回復する能動・主体の存在でもある。
- ② そこで、子どもの「救済」は、〈救済一回復〉として捉えるべき実践であり、これは〈教育一学習〉の実践に照応する。すなわち子どもは、救済/教育の客体であると同時に、回復/学習の主体でもあり、とりわけ後者における子どもの主体の回復なしには、前者も成り立たない。
- ③ したがって、子どもの「救済」は、子どもの回復する主体において成り立つ。とともに、この〈救済一回復〉は、〈学習一発達〉を捉えなおし、〈教育一学習〉を再構成する枠組みともなりうる。

これらにもとづいて、第1章「子どもの主体の措定に向けて」では、子どもの権利条約およびマーサ・ミノウの子どもの権利論を検討する。近代の伝統的な権利概念は、有能・無能の二分法によって個の能力・自律の実体を前提して権利を認めるが、他方で子どもの権利条約は能力・自律を前提せず子どもを権利の主体と位置づけた。後者は前者からは導出できず、独自・固有の権利概念をもつ。すなわち子どもの権利は、発達・成長に必要な社会的関係性に根ざすのであり、「関係的権利」と定式化できる。この新たな権利概念によって伝統的な権利概念を克服するアプローチが考えられる。こうした背景には、田中成明がいう法機能の歴史的变化(社会統制機能から諸個人の活動促進機能へと向かう)が捉えられる。これらの考察から、子どもの主体は、近代批判から生まれた関係論的な認識方法によって措定できるとして、権利概念を再構成する。

第2章「子どもの主体の成り立ち」では、ルソーからの文脈をたどり、主としてヴィゴツキーとエンゲストロームの文化一歴史的理論を検討する。子どもの〈救済一回復〉に向かう実践を支えうる、〈学習一発達〉の概念を明らかにすることが目的である。ルソーは子どもに内在する発達そのものを教育の目的と捉えた。これを継承したピアジェは、子どもの発達を自己中心性が社会化される過程と捉え「発達に応じた学習」を主張した。ヴィゴツキーはこれを批判して、子どもの発達は社会に起源があり、社会的なものが個性化する過程と捉え、「学習の結果としての発達」

を主張し、最近接発達領域の概念を導出した。日本でも戦後から現在までピアジェ理論は学校教育で支配的だが、教育の困難が際立つなか、むしろヴィゴツキー理論の有効性が認識されつつある。ことに〈主体—道具—対象〉の道具的媒介理論は発達を人間と世界との不可分の関係構造から捉えて、人間は世界につくられるとともに世界をつくりかえる主体だとする。この理論をエンゲストロームはさらに拡張させ、またペイトソンの学習理論をも導入して、個人的行為が矛盾やダブルバインドのなかから社会的・コミュニケーション的活動の実践へと拡張的に変換される構造モデルを明らかにした。これらの考察から、ヴィゴツキー・エンゲストロームの理論によって発達概念を把握し、それによって子どもの〈救済一回復〉に向かう実践を組み立てることが可能であり、かつ有効であることを明らかにする。

第3章「子どもの回復する主体と『救済』」では、前章までの考察結果を解釈枠組みとして、「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度」での救済事例（子どもの語り）を分析する。ダブルバインド状態にある子どもが相談等を続けるなかで、オンブズパーソンを媒体に社会的活動＝対話の実践へと拡張されていく。オンブズパーソンとの相互主体的な対話に最近接発達領域が読み取れる。そこで対話についてパウロ・フレイレとマルチン・ブーバーを手がかりに考察し、それがヴィゴツキーらの活動理論にも位置づくものと見る。これらの考察から、対話の実践が開く〈学習一発達〉の過程に、子どもの〈救済一回復〉が見出される。

終章では、本論文の考察から浮かび上がってきた〈救済一回復〉の有効性（子どもの現実から〈教育一学習〉を再構成する枠組みとして）を確認するなかで、ヴィゴツキーらにルソーの子ども観が継承されていることを捉え、その文脈から教育の公共性を考察すること、新たな人間学へと向かうことを今後の課題とする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、さまざまな人権侵害状況におかれた子どもの救済が、どのような実践や認識方法によって可能となるかを考察するものである。有能/無能という二項対立的な思考のもとで、子どもを無力な存在とみなし、庇護されるべき対象として扱うやり方が近代の伝統であったが、子どもの権利条約の成立とともに意見表明権をもつ主体として子どもをとらえる考え方方が近年広がり、子どもの権利に関する教育学的、法学的な研究は増えている。ただ、子どもの救済を子どもの人権の回復として捉える立場から、子どもの権利を人間学的に考察する研究はほとんど存在していない。その意味で、本研究は教育学・法学における子ども研究と、人間学的な子ども研究を架橋する重要な意義をもつものといえる。

第一章「子どもの主体の指定に向けて」においては、子どもの権利条約とミノウによる子どもの関係的権利論を考察している。子どもの権利は、子どもの成長・発達に必要な社会的関係性によって成り立つものであるとする立場から、個の自立を前提としてきた近代の権利概念を批判的に検討している。

第二章「子どもの主体の成り立ち」においては、人間が社会に媒介されて活動することを通じて個性化するというヴィゴツキーの議論、とくに最近接発達領域の理論に着目するとともに、エンゲストロームの社会構成的な拡張による学習の概念や活動理論をふまえることで、子どもの救済・回復をコミュニケーション的な活動実践としてとらえ、子どもの発達概念の再構成を試みている。

エンゲストロームは、個人的行為を社会的活動へと拡張的に変換していくうえで、アーティファクト（道具としての人工物）が重要な役割を果たしていることを指摘しているが、第三章ではそのようなアーティファクトの具体例として、川西市の子どもオンブズパーソン制度をとりあげ、公表されている関係文書をもとに、二つの相談事例について子どもの語りを分析している。この分析は、子どもオンブズパーソンとの対話を通じて、子どもが自己と状況に対する認識を変化させ、問題の打開へと向かっていくエンパワメントの過程を浮き彫りにしている。

以上のように、本論文はミノウが提起する関係的権利論、ヴィゴツキーの最近接発達領域概念、エンゲストロームの活動理論をはじめ、ルソーの子ども観やフレイレの対話理論にも省察を加えながら、子どもの主体的な救済・回復の様相を明らかにしており、その幅広い考察は高いオリジナリティを示している。また複雑な議論の展開が高度な文章力によってうまく表現されており、博士論文として十分な水準にあると判断した。